

平成28年産そばのモニタリング検査について

平成28年5月17日
農政課

I 基本的な考え方

- 平成27年産そばの取組を踏まえ、吸収抑制対策及び収穫後の検査等を組合せて安全を確保する。
- 当該検査区域の検査結果が判明するまで出荷を待機し、収穫・乾燥・調製後のそばの検査結果に基づき、出荷待機を解除する。

II 検査の概要

1 検査区域及び検査密度

| 検査区域の区分 | 当該市町 | 検査密度 | 検査点数 (見込み) |
|---------|------------------|-----------------|---------------|
| ①検査区域Ⅰ | ・7市町（汚染状況重点調査地域） | 市町村当たり 3点 ※1 | 21 |
| ②検査区域Ⅱ | ・18市町（上記以外の市町村） | 市町村当たり 1点 | 18 |

※1：検査区域の作付面積が3haに満たない場合は、2haに1点

2 検査方法

- (1) 農業振興事務所は、市町、集荷団体等と連携し、検査計画に基づき、収穫、乾燥・調製された玄そばを出荷前の段階でサンプリングする。
- (2) 農業試験場において、ゲルマニウム半導体検出器により測定する。

3 検査結果の取扱い

放射性セシウムの検査結果により出荷可否を判断

- (1) 50Bq/kg超(100Bq/kg以下)の放射性セシウムが検出された場合、栽培管理の状況や周辺ほ場の調査を行ない、地域的な広がりを確認した際は旧市町村の検査水準にする等、検査強化する。
- (2) 検査区域の全検体が100Bq/kg以下であった場合、当該区域の出荷待機を解除する。
- (3) 検査区域で100Bq/kg超が検出された場合、さらに詳細な検査を行い、基準値を超える放射性セシウムが再度検出される等、地域的な広がりを確認した際には、当該区域の出荷自粛を要請する。